

# お知らせ

## 新春泳ぎ初め

52回目を迎える新春泳ぎ初めが、川内川宮都大橋上流で行われます。

現在、参加者を募集しています。

○日時 1月1日(土)

午前11時30分

○お問い合わせ先

町総合体育館

☎521888



今年の泳ぎ初め

## 産業廃棄物110番

産業廃棄物の不法投棄やその拡大を防止するためには、県民の皆様方からの迅速な情報提供が重要です。

皆様方からの情報を直接受ける窓口として「産業不法投棄110番」を開設しましたので、産業廃棄物の不法投棄を発見された場合には、左記にご連絡ください。

○連絡・お問い合わせ先

県庁環境整備課

☎099-286-3810

## 「現況届」の提出

年金を受給している人の『現況届』(ハガキ)は、引き続き年金を受ける権利があるかどうかを確認するためのもので、毎年、誕生月に必ず提出することになっています。

『現況届』が提出されないと提出されるまでの間、年金の支払いが一時止まり、再開するまで1か月以上かかりますので、ご注意ください。

○お問い合わせ先

町民生活課年金係

☎1111 内線133

## 定例教育委員会

○日時

12月22日(水) 13時

○場所 町文化センター

○お問い合わせ先

教育委員会総務課

☎52-1230

## 国民年金の手続き

国民年金は、20歳以上(学生も含む) 60歳未満のすべての人が加入する制度です。

◆加入手続きは、

お済みですか？

国民年金に加入し、国民年金保険料を一定期間以上納めていないと、老後の生活の保障としての年金が支給されなかったり、万が一、事故や病気などで障害が残ったり、あるいは死亡された場合、残された家族のための保障などが受けられなくなったりします。なお、どうしても保険料を納められない場合は『免除制度』・『学生納付特例制度』もありますので、年金係に申請してください。

○お問い合わせ先

町民生活課年金係

☎1111 内線133

## 年金請求

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間と免除の期間などを合わせて25年以上あれば受給できますが、年金を受けられる権利が発生しても本人の請求がないと年金は支給されません。

年金を受給する権利が発生し、年金を受けようとするときは、社会保険事務所や年金係で手続きをしてください。

○お問い合わせ先

川内社会保険事務所

☎25276

町民生活課年金係

☎1111 内線133

## 交通事故無料相談

交通事故の相談に無料で応じています。交通事故でお悩みの方はお気軽に相談して下さい。

○相談日(電話相談可)

月曜日～金曜日

午前9時～正午

午後1時～5時

○弁護士相談日

(面接可能な方・予約制)

毎月第2・4木曜日

午後1時～

○お問い合わせ先

鹿児島自動車保険

請求相談センター

☎099-252-3466

## 製造事業所の皆様へ

### 統計調査にご協力ください

平成16年工業統計調査を12月31日現在で行います。調査の実施に当たっては、本年12月から来年1月にかけて調査員がお伺いします。

なお、調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確な記入をお願いします。

経済産業省  
鹿児島県  
宮之城町